

## 令和3年度 第4回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月20日(火) 13時30分～13時58分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一		○
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主任主査	平沢梢枝	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第12号 農地使用貸借の合意解約の届出について

議案第13号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第16号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第17号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：石川会長職務代理者

(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和3年度第4回平泉町農業委員会総会を始めます。  
委員総数7名中、6名出席で過半数に達しておりますので、会議は成立しております。本日、千葉会長が欠席しておりますので、職務代理者であります私、石川が議長を務めさせていただきます。
- 次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、3番委員、4番委員の両名を指名します。会議書記には、事務局の菅原次長、平沢主任主査にお願いします。
- 次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩淵局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長説明願います。
- 岩淵局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について」、事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 所有者死亡による相続2件です。
- 議長 次に、「報告第12号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (提出議案の朗読、説明)
- 後継者に生前贈与するための合意解約1件です。
- 議長 ただいまの「報告第11号から報告第12号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 発言がないようですので、「報告第11号から報告第12号」を終わります。
- 議長 それでは議案審議に入ります。「議案第13号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。
- No.8～No.9は農地所有者から非農地証明願が出されたもの2筆です。
- 議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。
- 5番委員 7月14日に、6番委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No.8及びNo.9は、山間部に位置し水田や進入路も山林化し再生利用が困難な状況から、非農地にしても問題ないと考えます。
- 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、可と決定します。

議 長 次に、「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。

平沢主任主査 (提出議案の朗読、説明)

生前贈与2件です。

議 長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 7月14日に、6番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所有権No5及び所有権No6につきましては、農業後継者の子へ生前贈与するもので農地の現況も良好でした。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、可と決定します。

議 長 次に、「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

第3種農地の都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に該当し、許可相当と考えます。

議 長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 7月14日に、6番委員、菅原次長と現地調査を実施しました。農振区分が農用外となっており、周辺は住宅地であり、一般個人住宅建設に転用することに影響はないものと思われま

議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、許可相当と決定します。

議 長 次に、「議案第16号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について」、事務局より説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

雑種地として利用してから20年以上経過しているため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 7月14日に、6番委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所有者が、長年農地を農地以外に利用してきたところを現況地目にするに、周りに与える影響はないものと思われま

- 議 長 質問等ありませんか。  
(なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、可と決定します。  
議 長 次に、「議案第17号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 (提出議案の朗読、説明)  
法人1件について、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員等要件全てに適格と考えます。
- 議 長 それでは、質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、適格と決定します。

これをもちまして、令和3年度第4回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦勞様でした。

(13時58分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長職務代理者 石 川 文士良 ㊟

署名人 3番 青 木 長 男 ㊟

署名人 4番 千 葉 力 男 ㊟